

家畜衛生だより

From 中央家保 豚用



中央家畜保健衛生所・中央動物防疫協議会
〒262-0011 千葉市花見川区三角町656
Tel: 043-250-4141 (夜間・休日対応)
Fax: 043-286-0090
(公社)千葉県畜産協会

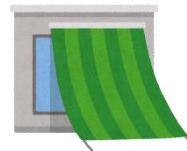


適切な暑熱対策を！

気象庁の予報によると、今年の7～9月の東日本における平均気温は高く、降水量はほぼ平年並みの見込みです。

生産性の維持のために、家畜の過ごしやすい環境を整えましょう。

- ・ 遮光ネットやよしずによる日よけ
- ・ 屋根への断熱材の設置、石灰乳の塗布、スプリンクラーの設置など
- ・ 換気扇、扇風機による送風、畜体への散水
- ・ 密飼いを避ける
- ・ 清潔で冷たい水を十分に飲めるようにする
- ・ 必要に応じ、ビタミン・ミネラルの補給
- ・ 生産適温域の確認 繁殖豚:10～25℃ 肥育豚:10～25℃



夏季休暇における衛生管理の強化について

新型コロナウイルスの世界的な感染の拡大状況を踏まえ、全世界において人・物の移動が減少している状況ですが、引き続き家畜伝染病の病原体侵入防止のため、飼養衛生管理の再徹底をお願いします。

- ・ 農場入口に畜産関係者以外の立入禁止看板を設置する
- ・ 農場に出入りする車両の消毒
- ・ 専用衣服・長靴の着用、手指・長靴の消毒
- ・ 防護柵や防鳥ネットの破損部位の修繕
- ・ 毎日の健康観察
- ・ 異常家畜を発見した場合の早期通報
- ・ 口蹄疫、アフリカ豚熱の発生地域への渡航自粛
- ・ 口蹄疫、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等の発生地域で製造された肉製品等の持ち込み禁止



お問い合わせ・ご連絡は、千葉県中央家畜保健衛生所まで
TEL. 043-250-4141 (夜間・休日転送) FAX. 043-286-0090

事業継続のための新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト (別添3)

(畜産農家の皆さまへ)

畜産は、毎日の飼養管理を行う必要があるため、作業者が新型コロナウイルスに感染しないことが重要です。各農場で以下の感染予防対策を確実に実行しましょう。

感染予防対策

1 一人ひとりの感染予防対策の基本

感染の予防は、以下の3つが基本となります（「新しい生活様式」より）。日常生活において、意識した行動をお願いします。

- ① 人との間隔はできるだけ2mを目安に（最低1m）空ける。
- ② 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- ③ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に行う（手指消毒薬の使用でも代替可）
また、普段から「3密」（密集・密接・密閉）を回避しましょう。

2 業務継続のための感染予防対策

農場における感染予防の対応等については、「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」に基づき、実施・検討をお願いいたします。

○以下の予防策を徹底することで、感染リスクの低減を図りましょう

- ・体温の測定と記録と発熱等の症状がある場合の責任者への連絡と自宅待機
- ・従業員から報告を速やかに受ける体制の構築
- ・出勤時やトイレ使用后、作業場への入場時の手洗い、手指の消毒
- ・通常の清掃に加え、消毒用アルコール等を用いて人がよく触れるところを拭き取り清掃^注
- ・換気の徹底（作業場内、休憩所などの共有スペース）

注：拭き取り清掃の実施方法 ※感染者が発生した場合には保健所に相談しましょう。

- ・消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウム（0.05%）を用います。
- ・よく触るところ（ドアノブ、照明スイッチ、階段の手すり、共用の器具等）は、上記で拭き取ります。
- ・拭き取りは使い捨てのペーパータオルなどで行います。
- ・拭き取り後は石けんによる手洗い、手指消毒薬での手指の衛生を必ず行います。

3 発生時を想定した業務継続の準備

作業員が感染した場合には、迅速に対応する必要があります。感染者等が発生した場合を想定して、以下の準備をおねがいします。

○発生時に、どこに連絡したらよいか事前に確認しましょう

○作業支援者に作業をお願いするにあたり、作業のポイントを書き出ししておきましょう（できればマニュアル化が望ましい）等

裏面のチェックリストでチェック！

日頃の感染予防の取組が農場を守ります！

農場における感染予防対策をチェックしてみましょう
不十分な項目は、各農場において実施体制の整備をお願いします

項目	チェック	備考
1 常時の予防対策		
体温の測定と記録		体調不良の場合は、場所長に連絡
マスクの着用		夏場は熱中症に留意 (屋外で人と少なくとも2m以上確保できる場合はマスクをはずす)
手洗い・手指の消毒		こまめに手洗い・手指の消毒を実施 (出勤時、トイレ使用后、作業場への入場時、作業終了後など)
頻繁に触れる箇所の拭き取り清掃		通常の清掃に加えて、消毒用アルコール等で人がよく触れる箇所を拭き取り清掃 (ドアノブ、スイッチ、手すり、テーブル、トイレの流水レバーなど)
不要・不急の来場者の制限		畜舎等の畜産関連施設等への部外者の立ち入りを最小限とし、来場者を受け入れる場合は日時や名前等を記録
人が集まる場所の換気の実施		こまめに換気を実施 (2方向の窓を1回数分間程度全開。毎時2回以上は換気を実施)
2 農場における予防対策		
農場内での連絡体制の構築		責任者・担当者の明確化と連絡体制の確認 連絡先リストの作成・共有
作業の固定化・グループ化		発生時に業務継続に支障が生じる数の濃厚接触者が出ないように、作業体系・配置・動線等を検討
作業員同士の距離の確保		作業時における作業員同士の距離の確保(2mを目安(最低でも1m)) できる作業体系・配置・動線等を検討
供用機材等の特定と清掃・消毒		できる限り機材等の共用を避ける (共用せざるを得ない場合には、こまめに清掃・消毒を実施)
休憩・打ち合わせ時における三密の回避		時間・場所をずらした休憩の取得 ホワイトボードやSNS等を活用した作業指示・確認の実施
3 発生時の対応		
発生時の連絡体制の確認		保健所、生産者団体、関連事業者、行政等などへの連絡体制を事前に確認、共有
重要な作業ポイントの洗い出し		発生時の支援作業員が円滑に作業ができるよう作業の重要ポイントを整理(可能であればマニュアル化)

参考:「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」
 <http://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_tik.pdf>
 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント
 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html>

被災状況の報告について

台風や地震などで農場が被災した場合は、速やかに畜産課までお知らせ下さい。
なお、いただいた要望は可能な範囲で対応いたしますが、限度がありますので、
災害に備えて平時からの準備をお願いいたします！

千葉県農林水産部畜産課 あて（FAX 043-222-3098）

記入年月日	年 月 日 ()
農家名	
農場所在地	
連絡先	— —
被害状況	記入例) 畜舎1棟 屋根損壊、子豚1頭 死亡
その他	記入例) 屋根を覆うためのブルーシートが不足している (Om×△m程度が1枚必要)

飼料製造管理者講習会について

飼料安全法に基づき、自家配合農家を含む以下の事業場に飼料製造管理者の設置が義務付けられています。なお、令和2年12月1日より、飼料安全法の対象家畜に食用に供する馬が追加されます。

- ①抗菌性物質を含む飼料の製造事業場
- ②インド産落花生油かす(特定飼料)を含む飼料の製造事業場
- ③尿素又はジウレイドイソブタンを含む飼料の製造事業場
- ④飼料添加物の製造事業場

※ただし、自家配合農家で、プロピオン酸、プロピオン酸Na、プロピオン酸Ca、尿素又はジウレイドイソブタンを含む飼料を製造する場合は設置は必要ありません

飼料製造管理者の資格要件について

飼料製造管理者は以下の者に資格があり、管理者の設置から1月以内に独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC)へ届出の提出が必要です。

- ①獣医師又は薬剤師
- ②大学等において、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の過程を修めて卒業者
- ③設置義務が課されている飼料等の製造業務に3年以上従事し、**FAMIC主催の講習会の過程を修了した者**

今年度の飼料製造管理者講習会が下記のとおり開催されます。
必要な方は受講をお願いします。

令和2年度 飼料製造管理者講習会

(1)開催日

令和2年10月19日～10月23日(5日間)

(2)開催場所

さいたま新都心合同庁舎 2号館 5階

(3)申請期間

令和2年7月20日から8月21日まで(必着)

※受講に関する詳細は以下HPに掲載されています

http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2_koshu.html

<講習会お問合せ先>

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 肥飼料安全検査部

電話:050-3797-1857

FAX:048-601-1179

メール kanrisha@famic.go.jp ホームページ <http://www.famic.go.jp>